

**日程第51 議員提出議案第1号 永住外国人
の地方参政権付与の法制化に反対
する決議について**

○議長（中西峰雄君）日程第51 議員提出議案第1号 永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番 中谷和史君。

〔7番（中谷和史君）登壇〕

○7番（中谷和史君）提案させていただきます。

この問題につきましては、昨日の毎日新聞でも取り上げられており、特集を組んでおられまして、国内的に非常に関心の高いものであるということをお伝えいたします。

決議案の朗読をもって提案理由の説明いたします。

永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議。

最近の報道によると、政府与党民主党は永住外国人への地方参政権付与の法律を今回の通常国会において制定しようとしているとのことである。

また、昨年9月19日、小沢幹事長は韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人など、永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところである。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これらの外国人に対し、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとの意見があり、永住外国人に対する地

方参政権付与についての議論があることは承知している。

しかし、日本国憲法は第15条において公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定し、また、第93条第2項において地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しており、さらに同項中の住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしている。

一方、国籍法は第4条において、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化による方法をとるべきものと考ええる。

小選挙区制においては、50.01%対49.99%の得票差であっても、1票差であってもオセロ化が起こるため、多数与党といえども国民による絶対多数の支持を得ているとは言えず、無理に法制化を図ることは現政権の数による横暴であるとの歴史的糾弾を覚悟しなければならない。まさに、日本の民主主義は一党独裁化の危機的状況にあると考える。

よって、国におかれては永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することに強く反対する。

以上、決議する。

提出先等は議案書のとおりであります。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今、決議文の発表をいただいたんですが、提案者に少し質問させていただきます。

確かに、外国人の地方参政権についての法律がそのように最高裁等でありましたけども、相互主義という一方では考え方がありまして、私ども公明党は以前からこの地方参政権に関して、投票権はやはり相互主義の理念を持ってやはり付与していくという考え方がありません。

というのは、お隣の韓国では2005年の7月に永住資格を取得して3年以上経過した19歳以上の外国人に対して、地方選挙投票権を付与するというようになっておりまして、2006年5月31日の韓国統一地方選挙からこれが適用されたわけです。やっぱり相互主義ということからすれば、やはり韓国では日本国籍の人たちがそのようにして投票権をいただいているのに、日本ではなぜそれができないかということの説明をちょっとお願いしたいのと、やはりこれ、私たちが言っているのは地方公共団体の長、いわゆる市町村長、または県知事さんであったり、いろいろとその長になる人、それから議会議員の選挙に関しては、これは与えるべきではないという、そういう主張をしておりますけども、この相互主義の精神からして、今提案者はどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいとお話いたします。

○議長（中西峰雄君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）相互主義の話もわかるのではありますけれども、私どもは憲法の規定に従ってそれに反対したいというふうに思っております。

（「理由は」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）提案者として説明させていただきます。

韓国では1.6万人の外国人、日本では91万人、実質的には影響が全然違うんで、それを同一に扱えというのは、相互主義をもって扱えというのは不当であると考えます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そうしたら、日本では民法の中でもそのような部分がうたわれていますし、またやはり外国人法とか、いろいろなそういうふうな部分から言うと、やはりこれ相互主義、お互いに与えている以上はそういうことを考えてもいいんじゃないかなというやっぱり世論があります。

ちなみに、この世論調査の結果をちょっと調べました。

産経新聞のサンプリングとかいうことで世論調査をされたそうです。

実現すべきだということで「思う」が53.9%、「思わない」が34.4%、これは2009年の11月24日、これは先ほど僕も言いました、多分韓国でそういう措置がされたということを受けてのことやと思います。

また、動きに期待するということに対して「期待」が40%に対して「期待しない」というのが46.7%、そんなことになります。

また、一方の朝日新聞の世論調査では「賛成」が59%、「反対」31%、このような世論があるということは、当然やっぱり日本全体に考えて橋本市民の方々もそういう思いがあるわけですけども、その辺の理解というのはどういうふうに提案者としては見ておられますか。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）民法の関係ですけども、これは財産権の話で、国家の統治の話とは別なんで、民法上こうなっているからこっちも

こうしようというような話は合理性がないと考えます。

世論調査も、いろんな議論を煮詰めた上で話であればあれですけども、位相的なというか、表面的な資料をもとに、まだまだ議論が煮詰まっていない状態で、つまりプラスマイナスいろんな点で煮詰まっていない状態で世論の動きというのは、問題にする必要はないと思います。

○議長（中西峰雄君）そのほかに。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほど、提出者は憲法にのっとってということをおっしゃったんですけども、地方政治というのは本来そこに住んでいるすべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進めなければならない。外国籍であっても我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手になることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致しているというふうに考えます。

最高裁のほうも、先ほど平成7年2月28日の最高裁の判決例を述べられましたけれども、そこに同じように次のように述べられています。ちょっと紹介いたします。

「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとは言えないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に得たものと介されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持

つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることが憲法上禁止されているものではないと介するのが相当である」、このように同じ判決で述べられています。

だから、憲法上でも永住外国人の地方参政権を認めるということは全然憲法に反するものではないと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、税金を払っているから地方参政権を認めると、この一つの理由は言われているんですけども、納税者でない人も参政権がある。学生だって参政権がある。投票権がある、参政権があるということ、選挙権がある。だから、納税と選挙権とは直結するものではない、そのように考えます。

それから、それは最高裁判所の傍論であって本論では、それは憲法がそれを保障するものではないと言っているんで、どっちを取るかですけども、最高裁の本質的な意思としては保障するものではないと言っております。

それから、税金を納めていると言うんですけど、その税に基づくいろんな公共サービスというのは、治安の維持とか、それから道路、いろんなものでそれなりの見返りは受けているんで問題ないと。

それから、ここが僕は一番大事だと思うんですけども、例えば市議会議員、例えば橋本市の市議会議員の選挙のときに、私が出たときに200人、あるいは100人の特定のそういう方が応援するから松浦頑張れよ。当選した。したときに、今度は市長選挙があるときに、松浦さん、自分の思いの近い人を応援して。

例えばAさんならAさんに応援してくれ。私は、そういうことには乗っていきたくありません。でも、一般論として、あなた今度も応援してほしい。もしよかったらあの市長を応援してよ。今度は、市長になった人も、市長さん、知事選挙がある、県議会議員選挙があるときにあの人を応援してよと言ったら、やっぱり弱い。選挙民には弱いんです。そうしたら、国会議員の選挙のときでも、やはりもともと応援してくれる支持者の意向を受けて国会議員の選挙をするようになる。そういう一般的な傾向は認められる。

そうだとすれば、外国人によって日本の主権に影響を与えるということです。

例えば、また別の例として、竹島が日本の領土だということになっておりますが、あれは韓国のものだと、そう人が市長選挙に出たときに、中で国民、あるいは住民との余計な争いが生じる。日本の利益、国益、国民の利益を述べるべき者が、自分が選挙に当選したいがためにそういう影響を受けるとということも現実問題として考えられるので、こういう危険性のある制度は反対すべきである。制定すべきでないと考えます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今のは、私の聞いたことに答えておられないと思うんです。何か地方自治に関しての憲法上、要するに憲法上禁止されているものではないと解するのが相当であるということに対して聞いたんですけども、そのことに答えられていないと思うんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）最高裁の見解に対してということですね。それは傍論だと。要するにつけ足しの論で、本論としては在日の人たちに憲法上保障したものではないというのが本論です。

○議長（中西峰雄君）そのほかにありませんか。

16番 中谷 晋君。

○16番（中谷 晋君）提案者が壇上から言われたとおり、法にのっとって帰化をすれば自然の成り行きで選挙権が付与されるので、帰化もせんと一つの大きな団体がこういう暴挙を働こうとすること自身が問題ある。

第一、日本国を認めていない人がそういう参政権を得て日本の国家はこれからどっちを向いてかじを取るんですかというような方法になるかと思えます。

○議長（中西峰雄君）中谷 晋議員は賛成者になっておられますので、質疑はお控え願います。

○16番（中谷 晋君）取り消し願います。

要するに、国籍法にのっとってそういう帰化が認められるので、そういう措置をとれば選挙権が与えられるということです。そういうことで賛成ということです。

○議長（中西峰雄君）ただ今質疑の段階でございまして、提出者に対する質疑で中谷 晋議員は賛成者でございますので、討論のときをお願いいたしたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、提案者に難点かご質問をさせていただきたいと思えます。

まず一点、今回橋本市議会においてこの意見書を市議会名で出されるということなんですけれども、この決議の中で、我が国には永住権を持つ外国人が91万人生活しておりとございます。提案者にお尋ねいたします。これ橋本市に在住の方は何名いらっしゃるのか、それを承知されていらっしゃいますでしょうか。その上でこの決議というのをご提出いただきたいと思いますと思っております。

これがまず一点なんですけれども、それと、

先ほどの2番議員の議論でもございました。納税者、納税者である必要があるのか。要するに、税を納めていない学生さんであったり、また非課税の方々でも参政権はあるんじゃないかと、そういう議論だと思います。それは、そういった議論があるということは承知をしておりますけれども、実際に日本で、このまた橋本市で生活をなさっている限り、すべて、きょうもいろいろ議論がありましたけれども、手数料の条例でありますとか、その方たちの生活に直接影響を与える件について、全く意思表示すらできないのか、これを私たち地方議会が決議としてすべきことなのか、そのお考えについて、まずそれも一点お尋ねします。

それから、さきに参政権というのが選挙権、また被選挙権とあわせてございます。現在、今議論の対象になっているのが選挙権、被選挙権を含まないとしておる点について、この決議案と少しずれがあるかのように感じております。

また、このずれで言いますと、現在これは各法で提出の予定にも上がっておらないのが現実であり、ただ今政府与党内におきましても議論が起こっております。

そんな中で、地方議会が先走ったこの決議をすることに対していかがなものかと思いますが、その点もお尋ねをいたします。

さらに、帰化をすればいいんじゃないか。今の日本の国籍法、これが用意に帰化を認めておる法律であるのか。国籍法の全文もあわせてご答弁をいただきたいと思います。

これが、先ほどの容易にできるというのであれば、それも一つの意見かと思いますが、その点に関してもお尋ねをしたい。

それと、この小選挙区制においては50.01%対云々というこのくだりでもございますけれども、多数与党といえども現政権の数による横暴である、これが既に提案をされ、強行採

決を行われようとしているというのであれば、この文面も理解ができるのでございますが、まだ現在、先ほども申し上げましたとおり、政府与党内においても意見が分かれるところであり、提出されるや否やもわからないのが現状でございます。そんな中で先走ったこの地方議会の決議案というののいかがなものかと思いますが、その辺について、この決議文を修正される余地はあるのかなのか、お答え願います。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、橋本市にそういう対象となる人が何人おるか。それは私は知りません。

しかし、この決議の真意というのは国政について外国人が影響を及ぼす、そういうことは憲法上妥当でない、制度上妥当でない、国家主権の見地から考えても妥当でないという話なんで、何人おるかどうかというのは別に問題になりません。市議会としては、国政に対していろんな意見書を出しているんだから、日本国の中の一つの自治体としての意思表示というのは何ら問題はないと思います。

それから、納税者だから参加させるべきだと、これは先ほど述べたとおりであります。

まだわかっていないという話なんですけども、民主党の体質としては、小沢さんが独裁的に支配しているんで、今出すと言ったらすぐ出てくる可能性もあるんで、これはそういう危険性も考えた上で、地域の意思として表示することが必要だと思います。

（「ちょっと今のはまずい」と呼ぶ者あり）

○4番（松浦健次君）いや、まずいという意見もありますけども、全然まずくないと思います。今の民主党の自浄作用は全くなっていないという観点からも、それは明々白々であります。

（「政府が」と呼ぶ者あり）

○4番（松浦健次君）政府は、小沢さんの言うとおりに動いていますんで、全然問題ない。私の認識が正しい。

○議長（中西峰雄君）瀧君、不規則発言は控えてください。

質疑は、直ちに無理に出そうとしているわけではないのに、そういう表現になっているところの訂正はする必要があるのではないかというただしでございますんで、あると思うならあると思う、ないと思うならないと思うという簡潔な答弁をお願いいたします。

○4番（松浦健次君）ないと思います。

その理由は、民主党政権、いろいろ政権が成立してから言うこと、することがころころ変わっているんで、今だってその可能性はあると思いますんで、修正する必要はないと思います。

○議長（中西峰雄君）7番 中谷君。

○7番（中谷和史君）そのうちの二、三についてお答えいたします。

今、確かに政府与党内でも議論が起こっているということを瀧議員自らお認めになっておられるように、政府の中でも今、実はこの問題についてはそれだけ危険性があるぞと。小沢さんが韓国に対して約束した時点で議論が起こっておる。それだけの今状況があるという危機感の中で、私どもは提案させていただいた。

それから、1票差であつてもというくだりにつきまして質問がございましたが、これにつきましても小沢氏が政府与党に対し、私は国民の代表であると。陳情のすべての意見は私のという報道もございましたように、そのところで絶対多数を取っているんだという議論がございました。そのことに対するの危惧でございます。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午後4時36分 休憩）